

東京体育館 優先受付について

優先受付は、国際的・全国的・全都的な大会、観客を含む来場者が広範かつ大規模な行事等で東京体育館を使用する場合に、事業計画書により優先的に希望申請を受け、日程を調整し、使用を決定するものです。

1 優先受付概要

(1) 対象年月日

令和8年4月1日(水) から 令和9年3月31日(水) まで

※令和8年度は、ご使用いただけない期間がございます。期間の詳細は、3その他及び別紙「令和8年度カレンダー」をご確認ください。

(2) 対象施設

東京体育館 メインアリーナ
 サブアリーナ
 第一から第四会議室
 屋内プール (50m・25m)

(3) 受付対象

優先受付の対象は、以下の項目に該当する事業となります。申請の際は、受付の対象となるかを事前にご確認のうえ、ご提出ください。

- ①東京都又は東京都教育委員会が主催又は共催し、スポーツ振興に寄与すると認められる事業に使用するとき。
- ②東京都又は東京都教育委員会が主催、共催又は後援する公益性の高い事業に使用するとき。
- ③官公署又はこれに準ずる団体が主催、共催又は後援する公益性の高い大規模な行事等に使用するとき。
- ④知事が認めるアマチュアスポーツ団体が世界大会、全国大会、全都大会等で実績のある競技会に使用するとき。
- ⑤世界的又は全国的なレベルのスポーツ団体等（プロスポーツを含む。）が、世界的又は全国的な競技会に使用する場合で、国際親善のほかスポーツの振興に寄与すると認められるとき。
- ⑥スポーツ団体及びその他の団体が行う学術・文化活動で、観客を含む参加者が広範かつ大規模なものに使用するとき。

※受付対象の詳細につきましては、別紙「事業計画書記入例」をご参照ください。

(4) 調整方法

ア 希望が重複した場合は、公益性、大会規模、参加者及び観客数など、提出された事業計画書等をもとに、当館にて調整を行い、決定します。

上記のほか、施設の有効的な活用（日数、スタンド席の使用有無、メインアリーナ・サブアリーナの併用使用、土日祝祭日の本番活用等）も調整の基準とさせていただきます。

イ **武道・武術及び水泳の競技大会等については、競技場の規模等の理由により、他の施設において実施できない場合に限り対象**となります。

(5) 申請から使用までの流れ

| 項目 | 時期・内容等 |
|----------------|--|
| ①事業計画書の提出 | 令和7年3月31日(月) |
| ②使用日時の調整等 | [当館作業] |
| ③調整結果の通知 | 令和7年7月上旬(予定) |
| ④使用申込書の提出 | 令和7年7月中旬(予定) |
| ⑤施設使用の仮承認 | 令和7年7月下旬(予定) |
| ⑥利用料金の支払い(予納金) | 仮承認から2週間以内 |
| ⑦利用料金の支払い(残金) | 使用開始日の7ヵ月前まで |
| ⑧視察・打合せ等 | 使用の2週間前までを目途に施設の担当と使用の詳細に関する打ち合わせを実施 ※視察は施設の稼働状況により実施可能日が限定されるため、予めご相談ください。 |
| ⑨施設使用 | |

2 申請方法

(1) 提出書類

ア 事業計画書提出届及び事業計画書

※別紙「事業計画書記入例」等を参照のうえ、必要事項を記入してください。

イ 受付対象のうち、**東京都又は東京都教育委員会の後援が条件となる事業は、承認書や申請書の写しを提出**してください。前回開催時における写しでも構いません。

ウ 初めて当館を使用する場合は、行事概要やプログラム、他会場での開催実績などの参考資料もあわせて提出してください。

(2) 提出期限

令和7年3月31日(月)まで

※上記期限を過ぎての受付けは致しません。なお、真にやむを得ない事情で提出が遅れる場合は、事前にご相談ください。

(3) 提出方法

原則、**電子データにて提出**してください。

[送信先アドレス] totai-service@tef.or.jp

※件名に「令和8年度優先受付 事業計画書」と記載してください。

※送信時に容量が5MBを超える場合は、分割して送信してください。

3 その他

申請にあたっては、以下事項を確認のうえ、申請してください。

- (1) 令和8年度は、館内工事により、**ご使用いただけない期間があります**。申請に当たりましては、当該期間を除いた日程でご提出ください。

館内工事

[メインアリーナ]

令和8年4月1日(水)から4月30日(木)まで

※サブアリーナ、第一から第四会議室、屋内プールはご使用いただけます。

- (2) 申請には、**事前に団体登録が必要**になります。既に登録済みであって、代表者や住所などの登録内容が変更になった場合は、**変更届が必要**になります。
- (3) 1 優先受付概要 (1) ~ (3) に記載した以外を対象とした事業計画書は、受付対象外となります。受付対象など、不明な点がある場合は、予め確認のうえ、申請してください。
- (4) 施設の有効的な活用等の観点から、希望が集中する**土日祝祭日においては、大会競技日又は行事本番日での使用**を検討いただき、極力、土日祝祭日が準備日・撤去日等での使用とならないようご計画ください。
- (5) 事業計画書の内容をもとに調整を行うため、**事業の開催に必要な施設は、漏れなく記載**していただき、**希望日は複数日程を記載**してください。
- (6) 事業計画書の提出後に増減を含む日程及び使用施設の変更がある場合は、速やかにご相談ください。なお、使用規模は調整の基準となるため、調整の状況次第では認められない場合がありますので、十分に計画のうえ、申請してください。
- (7) 事業計画書の提出により、使用が決定するものではありません。希望が重複した際は、1 優先受付概要 (4) のとおり、当館にて調整いたします。**調整の結果、希望日の移動、日時の短縮又は使用いただけない場合があります**ので、予めご了承ください。
- (8) 優先受付は、優先的に申請を受付けて使用を決定するため、**使用の決定後に取消しや規模の縮小がないように計画**してください。
- (9) 仮承認後に取消しの申し出があった場合、納入済みの利用料金は返金いたしません。真にやむを得ない事情と当館が認め、かつ、残額利用料金納入期限前までに申し出があった場合は、予納金を除いた額を返金いたします。予納金が未払いの場合は、予納金のみをお支払いいただきます。また、真にやむを得ない事情と認められない場合又は既に残額利用料金納入期限が過ぎている場合は、利用料金の全額をお支払いいただきます。
- (10) 優先受付による使用を取消した場合、今後の優先受付における調整基準の一つといたします。

4 問い合わせ先

東京体育館サービス担当 優先受付担当

[住所] 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目 17 番 1 号 東京体育館内

[電話] 03-6380-4832